

仕 様 書

令和 7 年度消防防災施設整備事業
(連絡車)

仲多度南部消防組合

連絡車仕様書

第1章 総則

1. 目的

この仕様書は、仲多度南部消防組合（以下「甲」という。）が令和7年度に製作する連絡車（以下「本車両」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2. 契約

受注者（以下「乙」という。）は契約にあたっては、仕様書を十分熟知の上で契約するものとし、製作に際し甲の担当者と連絡を密にして十分協議しながら実施し、契約に伴う諸種の理由により本仕様書に変更を必要とするとき、或いは不審な点が生じたときは甲の担当者に連絡し、その指示を受けるものとする。

なお甲担当者が説明回答した質疑回答事項は、本仕様書の追補とする。

3. 登録手続き

- (1) 車両納入前に香川県陸運局が実施する車両新規検査事務に伴う全ての事務手続きを実施し、検査に合格すること。
- (2) 新規登録及び検査に関する手続きは乙の責任により実施し、経費については甲が負担する。
- (3) 自動車損害賠償保険料及び自動車重量税は甲で負担する。
- (4) 積載品について届出や申請手続きが必要なものについては、乙において全て負担すること。

4. 検査及び試験

仕様書並びに提出書類に基づき、甲担当者、乙営業担当者及び設計技術担当者が立会いの上、検査及び試験を次により実施する。ただし、公的機関の認定品又は試験成績表等があるものについては、これを省略することができる。

- (1) 中間検査（必要と認めたときに実施する。）

- (2) 完成検査

① 積載器具等検査

付属品及び積載品の取り付け及び作動状況について実施する。

② 最終検査

完成車両については、納入場所で総合的検査を実施するものとし検査結果、不合格品及び不適合と認める箇所については、甲の指示する日までに部品の取替え、若しくは改造を実施し検査を受けるものとする。

5. 保証期間

- (1) 本車両の保証期間は、検査納入の日から後1ヵ年とする。ただし、メーカーの公表する保証期間が上記保証期間（1年間）以上の場合はその期間とする。

保証期間後においても甲の責任と認めない設計の不備による不具合が生じた際の修理は、乙の責任において無償で修理等を実施するものとする。

- (2) 上記の期間中に故障により車両の使用が制限されたときは、その期間については保証期間を加算しないものとする。

- (3) 保証期間を問わず、設計材料不良に起因する不都合箇所発生の場合は、乙の責任において早急かつ無償にて交換、又は修理を実施し、不都合発生の理由書を提出すること。

なお、付属品及び積載品についても同様とする。

6. 納入

- (1) 納入場所

香川県仲多度郡琴平町五条3 1 3 番地 仲多度南部消防組合

＊ 配置場所 仲多度南部消防組合消防本部

香川県仲多度郡琴平町五条3 1 3 番地

- (2) 納入期限

令和8年3月31日（火曜日）

＊ 納入期限とは、陸運事務所への登録が終了し甲へ納入する日とする。

7. 事故防止

車両の移動にあつては事故防止に万全の注意を払い、事故が発生した場合には、直ちに甲に連絡するとともに、その被害について一切の責任を乙が負うものとし、回送費用等も全て乙が負担すること。

8. 取り扱い指導

本車両完成後の操作及び取り扱い要領並びに各装置、装備品の取り扱いについては納入日に乙の責任において実施する。

9. 提出書類等

乙は、製作に先立ち次の書類を契約終了後に3部提出し、甲の承認を受けるとともに細部に渡り十分な打ち合わせを行うこと。

10. シヤシ関係

- (1) 製作工程表

- (2) その他、甲が必要とする資料

1 1. 本車両納入時に次の書類を各部数提出すること。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) シャン取扱説明書 | 2 部 |
| (2) 点検整備箇所説明書 | 2 部 |
| (3) 車検証の写し | 2 部 |
| (4) 検定合格証の写し | 2 部 |
| (5) 納品書 | 1 部 |
| (6) 保証書 | 1 部 |
| (7) 完成写真（前後・左右・上部） | 2 部 |
| (8) 契約明細書（積載品単価等） | 1 部 |
| (9) その他、甲が必要とする資料（後日指示） | |

1 2. 納入前点検整備

納入に際しては、付属品、積載品及び車両本体の各部について十分な点検整備を実施するとともに使用燃料等は、全て満了状態にして納入すること。

1 3. その他

- (1) 乙は、契約後に仕様書の詳細について甲担当者と打ち合わせを実施すること。
- (2) 乙は、製作に際し仕様書の変更を要するとき、或いは疑義が生じたときは、甲担当者に連絡の上、指示を受けること。
- (3) 乙は、製作に際し仕様書を変更する必要がある場合には、甲担当者と打合せの上、承認を得ること。
- (4) 乙は、メーカーの公表した仕様を施すとともに、必要なものは良心的に製作すること。
- (5) 乙は、設計、製作、材料及び部品等について、特許及びその他利権上の問題が発生した場合は、これらに関する責任を負い問題の解決を実施すること。
- (6) 乙は、本仕様書に定めていない事項でも公表している仕様工作上、必要な事項は、これを実施するものとする。

第2章 仕様

1. 概要

車両は、平成30年排出ガス規制等に適合した乗車定員8名の車両であること。

2. シャシの諸元及び性能

- (1) 車体は、登録された車両総重量の状態において十分耐え得るものであること。

車両寸法

① 全長	約4,900mm以上
② 全幅	約1,800mm以上
③ 全高	約2,000mm以下
④ ホイールベース	約3,000mm以下

- (1) トランスミッションは、無段変速機のオートマチックであること。
(2) 集中ドアロック方式とし、キーレスエントリー式であること。
(3) サイドバイザー（各ドア）・フロアマット付きとすること。
(4) タイヤは全天候型ラジアルタイヤ（アルミホイール付）を装備すること。
(5) ヘッドライトは純正品を装備すること。
(6) ナンバーフレーム（前後）を取付けること。（法適用外の場合は除く。）
(7) 三角停止標示板を付属すること。
(8) スタッドレスタイヤ（アルミホイール付）4本を同時に納入すること。
(9) スタッドレスタイヤサイズのタイヤチェーン（非金属性）を付属すること。
(10) 後部ドアは、電動スライドドアにすること。
(11) 車両前後面にドライブレコーダーを装備すること。
(12) 車両の運転席側にETC2.0車載器を装備すること。
(13) 車両後部にABC10型消火器（1本）を積載すること。
(14) 車両前面にカーナビゲーションシステムを装備すること。
(15) 運転席及び助手席以外の窓ガラスをプライバシーガラスにすること。
(16) 電子インナーミラーを装備すること。

2. 規格

車両は、この仕様書より製作するものとし、さらに適切な構造及び性能を十分満足させること。

- ① 取り扱い上、安全で操作性に十分考慮したものであること。
② 清掃、点検及び整備が容易に実施できるものであること。

3. 車両外観

- (1) 車両の色は白色とすること。
- (2) タイヤ止め（ゴム製）2個を装備すること。

4. その他

別表1 装備品

番号	品 名	摘 要	数量
1	エアコン	純正品	1 式
2	パワーステアリング	純正品	1 式
3	エアバック	純正品	1 式
4	集中ドアロック	適応品（キーレスエントリー）	1 式
5	ヘッドランプ	純正品	1 式
6	ドライブレコーダー	適応品（車両前後面）	1 式
7	E T C 2. 0 車載器	適応品	1 式
8	ナビゲーションシステム	適応品	1 式
9	サイドバイザー	適応品	1 式
1 0	フロアマット	適応品	1 式
1 1	停止表示板	適応品	1 式
1 2	車輪止め	ゴム製	2 個
1 3	車両スペアタイヤ（ホイル付） 又は、パンク応急修理キット	純正ホイル	1 本
		適応品	1 式
1 4	車両用冬タイヤ（ホイル付）	スタッドレスタイヤ（ホイル指定なし）	4 本
1 5	車両用タイヤチェーン	スタッドレスサイズ適合品（非金属性）	1 式
1 6	車両用ブースターケーブル	適応品	1 式
1 7	車両用鍵	標準装備含め3本	1 式
1 8	ナンバーフレーム	適応品（車両前後）	1 式
1 9	A B C 1 0 型消火器	適応品（固定の必要なし）	1 本
2 0	電子インナーミラー	適応品	1 式